

石垣市宿泊税クイックガイド



手引き・Q&A →

STEP1

【準備】特別徴収義務者の登録申請

石垣市は4/20より
申請受付開始

申請書類

宿泊税特別徴収義務者登録申請書（第5号様式）＋各種添付書類

申請方法

窓口提出※またはWEBフォームより申請

※石垣市ホームページより申請様式をダウンロードの上、石垣市税務課窓口へ提出

✓手引き参照先

- ・登録申請について P.17
- ・申請書記入方法 P.34



既存施設

2027年2月1日時点で営業している施設

申請期限：**2027年1月27日**まで

新規施設

2027年2月1日以降に開業する施設

申請期限：**経営開始の5日前**まで

重要

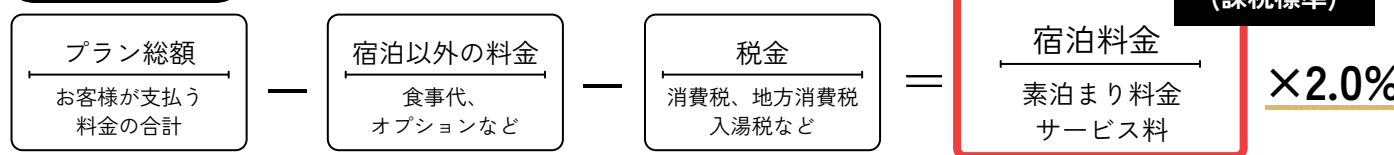
登録後に「証票」が交付されますので、2027年2月1日以降フロント等の見えやすい場所に掲示して下さい。

STEP2

【宿泊税の徴収と帳簿による管理】

令和9年2月1日チェックイン分より、宿泊料金に応じた宿泊税の徴収をお願いします。

宿泊料金の算出方法



例：素泊まり料金(1人1泊あたり) 9,800円の場合
1,000円未満を切り捨て 9,000円×2.0%

税額**180円**

帳簿等の備え付け義務

重要

日々の宿泊税額を適正に把握するため、特別徴収義務者には帳簿の備え付けと記載・保存義務があります。

✓手引き参照先

- ・税額について P.7
- ・課税免除 P.11
- ・帳簿等の記載 P.27

STEP3

【宿泊税の納入申告】

各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日までに石垣市へ申告納入をお願いします。 ※特例：3か月分を年4回にまとめる特例制度あり

申告書類

宿泊税納入申告書（第10号様式）＋宿泊税月計表

申告方法

①eLTAX ②郵便・信書便 ③石垣市税務課窓口
①,②,③いずれか

納入方法

納付書(指定金融機関)またはeLTAX

✓手引き参照先

- ・申告納入について P.22
- ・eLTAXについて P.32
- ・納入申告書記入方法 P.44
- ・宿泊税月計表について P.46

重要

税額0円の場合でも申告書等の提出は必須です。申告書は施設ごとに作成してください。

よくあるご質問

Q 制度開始（令和9年2月1日）前に予約した場合でも、宿泊税はかかりますか？

宿泊税は予約日ではなく「宿泊日」を基準に課税されます。そのため、施行日前に成立した予約であっても、2027年2月1日以降の宿泊であれば課税対象となります。

Q OTAのポイントやクーポン等の割引を利用して宿泊する場合、宿泊料金はどのように計算しますか？

ポイントによる割引を行う前の金額（元の宿泊料金）を課税標準として税額を計算してください。

Q 2泊で合計10,000円だが、1泊目5,800円、2泊目4,200円など、日によって宿泊料金が変わる場合は？

1人1泊ごとの料金に基づき、それぞれ1,000円未満を切り捨てた額を課税標準とします。例の場合、1泊目は5,000円、2泊目は4,000円が課税標準となり、それぞれに2.0%を乗じた額が税額となります。

Q 月をまたぐ連泊の場合、申告納入の時期はどうなりますか？

滞在日ごとに日割り計算し、宿泊日の属する月の翌月末までに申告・納入してください。例えば1月31日から2泊3日の宿泊なら、1月31日分は1月分として2月末までに、2月1日分は2月分として3月末までに申告が必要です。

Q 企画旅行（パッケージツアー）等、施設側でお客様の最終支払額が不明な場合の算出方法は？

旅行業者と宿泊施設との契約で定められている「1人1泊あたりの宿泊料金（精算額）」を課税標準として税額を計算してください。

Q 宿泊税（定率2.0%）を現地徴収すると、旅行会社との「卸価格」がお客様に特定されませんか？

宿泊料金の取り扱いは先行自治体に準じていますが、沖縄県では「宿泊単価の向上」と「事務負担の軽減」の両立を重視し、定率制を採用いたしました。定率制により卸価格が推測されやすくなる側面はございますが、制度の趣旨をご理解いただき、露出を懸念される場合は旅行業者との調整による事前決済（事前徴収）をご検討ください。

Q こんな時どうする・・・

内容	提出書類	手引き
登録内容の変更をしたい	宿泊税特別徴収義務者登録事項変更届出書	P.38
施設の休止・廃止をしたい	経営休止・再開・廃止届出書	P.40
証票を紛失した	宿泊税特別徴収義務者証票再交付申請書	P.42
申請回数の特例を受けたい	宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者指定申請書	P.48
宿泊税を失った・未回収	宿泊税の（還付・納入義務の免除）申請書	P.52
誤って多く申告した	更正の請求書	P.54